

様式第21（第38条関係）

高圧ガス販売事業届書	液石	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
販売所所在地			

年 月 日

代表者 氏名

秋田県知事

殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。

販 売 計 画 書

1. 販売の目的

2. 液化石油ガス保安規則第41条で定める技術上の基準に対応する事項

第1号 液化石油ガスの引渡先の保安状況を明記した台帳を備える。

第2号 充てん容器等の引渡しは、外面に容器の使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、液化石油ガスが漏洩していないものをもってする。

第3号 充てん容器等の引渡しは、高圧ガス保安法第48条第1項第5号の期間（同法第48条第3項の許可に係る充てん容器等にあつては同項の規定により条件として付された期間）を6か月以上経過していないものであり、かつ、その旨を明示したものをもってする。

第4号 液化石油ガスを燃料（工業用燃料を除く。以下同じ。）の用に供する消費者に液化石油ガスを販売するときは、当該販売に係る液化石油ガスの消費設備について、次に掲げる基準に適合していることを確認した後にする。

イ 充てん容器等（内容積が20リットル以上のものに限る。以下同じ。）には、当該容器を置く位置から2メートル以内にある火気をさえぎる措置を講じ、かつ、屋外に置く。

ただし、屋外に置くことが著しく困難で高圧ガス保安法関係法令告示で定める場合は、法定の措置を講じて屋内に置く。

ロ 充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置を講ずる。

ハ 充てん容器等は、常に40度以下に保つ。

ニ 充てん容器等（内容積が5リットル以下のものを除く。）には、転落、転倒等による衝撃を防止する措置を講ずる。

ホ 充てん容器等と閉止弁との間には、高圧側の耐圧性能及び気密性能が2.6メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び1.6メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格する調整器を設ける。

へ 配管には、充てん容器等と調整器との間の部分にあつては2.6メガパスカル以上の圧力、調整器と閉止弁との間の部分にあつては0.8メガパスカル（調整器に接続する長さ0.3メートル（屋外に設置した風呂がまに用いるものにあつては、2メートル）未満のものにあつては、

0.2メガパスカル）以上の圧力で行う耐圧試験又は経済産業大臣がこれらと同等以上のものと認める試験に合格する管を使用する。

ト 硬質管以外の管と硬質管又は調整器とを接続するときは、その部分をホースバンドで締め付けるか継手を用いることにより確実に行う。

第5号 液化石油ガスを燃料の用に供する消費者に販売する場合は、配管の気密試験のための設備を備える。